

第九回国会 人事委員会 議 録 第八号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 田中伊三三君

理事 藤枝 泉介君 理事 淵上房太郎君

理事 平川 篤雄君

小淵 光平君

西村 久之君

中曾根康弘君

八百板 正君

岡田 春夫君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

内閣官房副長官 菅野 義九君

總理府事務官(内閣總理大臣官房審議室長事務代理) 増子 正宏君

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務総局総務課長) 慶徳 庄意君

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官(主計局給與課長) 磯田 好祐君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

十二月二日

委員川西清君、塩田實四郎君、高木吉之助君、坪川信三君、寺本賢君及び山崎岩男君辞任につき、その補欠として田中豊君、小澤佐重君、大野伴陸君、西村久之君、今村長太郎君及び井上信貴君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員今村長太郎君、井上信貴君及び大野伴陸君辞任につき、その補欠

として松永佛骨君、益谷秀次君及び石田博英君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員石田博英君、益谷秀次君、松永佛骨君及び松澤兼人君辞任につき、その補欠として大野伴陸君、井上信貴君、今村長太郎君及び大矢省三君が議長の指名で委員に選任された。

十一月四日

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出第二八号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

同月二日

新見、上市両町の地域給指定に関する請願(近藤鶴代君紹介)(第二二〇号)

十日市、三次両町の地域給指定の請願(船越弘君紹介)(第二二〇号) 林野庁の常勤の事務職員に年末手当支給の請願(藤枝泉介君外五名紹介)(第二二六号)

江別町地域給指定の請願(宇野秀次郎君紹介)(第二二六号)

琴似町の地域給指定に関する請願(宇野秀次郎君紹介)(第二二六号)

家公務員及び地方公務員に年末手当支給の請願(小川半次君紹介)(第二二六号)

鹿兒島県下の地域給指定に関する請願(岩川與助君外九名紹介)(第二九三号)

新城市の地域給指定に関する請願(青木孝義君紹介)(第二九四号)

帯広市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二九五号)

室蘭市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二九六号)

美幌市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二九七号)

岩見沢市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二九八号)

苫小牧市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第二九九号)

千歳市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三〇〇号)

同月三日

公務員の勤務地手当制度を撤廃して本俸化するの請願(中村清君紹介)(第三二六号)

稚内市の地域給指定に関する請願(松澤兼人君紹介)(第三二八号)

大牟田市の地域給指定に関する請願(青野武一君外一名紹介)(第三二九号)

松阪市の地域給指定に関する請願(中村清君紹介)(第三三〇号)

海部郡下各町村の地域給指定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三三五六号)

南陽町の地域給指定の請願(江崎真澄君紹介)(第三五七号)

岡山村の地域給指定に関する請願(高橋權六君紹介)(第三五八号)

公務員の給与改訂並びに年末手当支給の請願(岡田春夫君紹介)(第三五九号)

蟹江町の地域給指定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三六〇号)

網走市の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三六一号)

岩手県下の公務員に新設手当支給に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三六二号)

釧路市等の地域給指定に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三六三号)

同月二日

勤務地手当地域差存続の陳情書(山口市山口県議会議長清水為吉外五名)(第一九一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出第二八号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

〇田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

この際報告を申し上げます。国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出第二八号)の審査を本委員会にただいま付託せられましたので、御報告を申し上げます。

ただいまより、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出第二八号)を議題として審査に入ります。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。岡崎官房長官。

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案

第一条 国家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。)であつて十二月十五日に在職するもの(以下「職員」という。)に対しては、年末手当を支給する。

(年末手当の額)

第二条 年末手当の額は、職員の給与月額に、その者のその年中における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

前項の給与月額は、一般職の職員に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、その者が十二月十五日現在において、受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

(年末手当の支給時期)

第三条 年末手当は、毎年十二月十

五日(その日が日曜日に当たるときは、十二月十六日)に支給する。
(年末手当の支給細目)

第四条 第三項及び前条に規定するものの外、在職期間の計算方法その他年末手当の支給に関し必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十五年年度の年末手当については、第一条及び第二条第二項中「十二月十五日」とあるのは「この法律施行の日」と、第三条中「毎年、十二月十五日(その日が日曜日に当たるときは、十二月十六日)」とあるのは「この法律施行の日から十日以内」と読み替えるものとする。

○岡崎政府委員 たいだいま議題となりました国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

わが国におきましては、従来の生活慣習からいたしまして、年末には何かと生活費がかさむというのが実情でありまして、国家公務員に対しまして、これに基いて、古くより年末には賞手を支給するのが例となつておりましたことは、御承知の通りであります。しかるに終戦後におきまして、諸般の事情から従来の賞手制度は廃止されたのであります。が、年末における生活事情の特殊性は解消したわけではなく、従つて現実には賞手にかわる特別手当その他の特別な方法によりまして、年末に何らかの給手の増額措置を行わざるを得なかつたのであります。しかしながら、これ

らの措置はいずれもその年度限りの臨時措置として行われたにすぎないため、毎年年末には、この種の手当の支給問題をめぐつてしばしば困難な紛議を招き、またこれがため公務員諸君も安心して年末に処することができないという事態を繰返して参つたのであります。そこで政府といたしましては、以上のような過去の実績にかんがみ、また人事院の勧告による年末給の趣旨に従ひまして、本年度以降は、年末手当をあらかじめ予算に組んで公務員諸君の給手の改善、生活安定の一助とすることとした次第であります。これが本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、年末手当の支給範囲は、一般職及び特別職の国家公務員全部といたし、ただ一部の常時勤務を要しない職員は除外することとしたといたしました。

次に、年末手当の額は、給与月額額の半月分を最高といたしまして、その年中における在職期間に応じて支給額に若干の差をつけることとしたいたしました。またその支給日は、原則として、毎年十二月十五日ということにいたしました。

以上が、本法律案提案の理由並びに要旨の概要であります。何とぞすみやかに御審議の上可決されんことを希望いたします。

○田中委員長 これにて提案理由の説明を終了いたしました。

午前中の会議はこの程度にとどめまして、午後は一時より再開をいたしまして、質疑に入りたいと存じます。これにて休憩いたします。

午前十一時四十分休憩
午後一時五十六分開議
○櫻枝委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。

この際御報告いたしておきます。本日特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)の審査を委員会に付託せられましたので、御報告いたしておきます。これより特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)を議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。西川大蔵政務次官。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

皇太后宮女官、東宮、育官及び皇子、育官
第九條の見出しを「(首都建設委員会委員等の給与)」に改め、同条中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に、「千円」を「千八百五十円」に改める。

第十條の見出しを「(待従の給与)」に改める。
第十一條但書を次のように改める。
但し、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年

別表

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣			六〇、〇〇〇円			
國務大臣						
人事官及び検査官						
国立国会図書館長						
国家公安委員会委員						
公正取引委員会委員長						
地方財政委員会委員長						
全国選挙管理委員会委員長						
公益事業委員会委員長						
文化財保護委員会委員長						
大使						
内閣官房長官						
衆議院及び参議院の事務総長						
地方行政調査委員会委員長						
外国為替管理委員会委員長						
統計委員会委員長						
電波監理委員会委員長						
証券取引委員会委員長						
宮内庁長官						

法律第九十号)の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第十一條の規定の適用を妨げない。
第十二條第一項中「俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額で」を削り、同條第二項中「百分の三十」を「百分の十」に改める。
第十四條第二項中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に改める。
別表を次のように改める。

政務次官 衆議院及び参議院の法制局長 内閣官房副長官 公正取引委員会委員 地方財政委員会委員 全国選挙管理委員会委員 外国為替管理委員会委員 電波監査委員会委員 公益事業委員会委員 証券取引委員会委員 運輸審議会委員 待従長 公使 地方行政調査委員会委員 中央更正保護委員会委員 文化財保護委員会委員 皇太后宮大夫 東宮大夫 式部長官 秘書官	四三、〇〇〇円 四〇、〇〇〇円 三六、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円 二六、〇〇〇円 二四、〇〇〇円 二二、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円 一八、〇〇〇円 一六、〇〇〇円 一四、〇〇〇円 一二、〇〇〇円
--	--

附則

理由

号

- この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 左に掲げる政令は、廃止する。
皇太后宮大夫等の給与に関する政令（昭和二十五年政令第九十号）
漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給与に関する政令（昭和二十五年政令第三百五

〇西川政府委員 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員の給与につきましては、従来一般職の職員の給与との権衡において、その職務の内容に応じた給与が定められて参つたのでありますが、今般人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与が改訂されることになりましたので、特別職におきましても一般職と同様、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加え、給与の改訂を行い、あわせて国会閉会中に新たに特別職の職員となりましたものを適用範囲に加へたいと存するものであります。次に改正の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一に国会閉会中に、新たに特別職の職員となり、政令で定められておりましたものを適用範囲に挿入いたしました。

第二に内閣総理大臣等の給与につきましましては、一般職の職員の給与改訂と権衡をはかり、かつその職務内容に応じ、俸給月額を現行のおおむね三割ないし五割増給することとしたし、別表の通りに改めました。

第三に首都建設委員会委員等の給与は、従来日額千円の範囲内で手当が支給されていたのでありますが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参事等と同様、日額を千八百五十円に改めました。

第四に食糧配給公団特別手当を、一般職の公団の職員と同様、従来の三割を一刻に改めることとしたしました。以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

〇藤枝委員長代理 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

引続き国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案（内閣提出第二八号）及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）の二法案を議題として質疑に入りまします。質疑は通告の順序によりこれを許します。八百板正君。

〇八百板委員 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案についてお尋ねしたいと思うのであります。この法律の内容であります年末手当の支給につきましては、当然に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の際に出されるべきものであつたと考えるのでありますが、これがすぐにも出されるような言明があつたにもかかわらず、今日まで延び延びになつて参りました事情は、どの点にあるかということをお尋ねいたします。

〇西野政府委員 この前も申し上げました通り、補正予算案がきまりまして、一般職の職員の給与に関する法律の改正案と同時に準備をいたしましたのでございまして、所要の手続が遅れましたこと今日に至りましたことは、まことに遺憾に存しておる次第であります。

なお関係方面との折衝の経過につきましましては、ちよつとここで申し上げかねる次第でございます。

〇藤枝委員長代理 ではちよつと速記をやめて下さい。

（速記中止）
〇藤枝委員長代理 速記を始めてください。

〇八百板委員 伺いました理由については、ただいま概略の点はわかつたのでありますが、そつちいたしますなら

ば、人事院の勧告にもありますように、この際年末手当の支給の規定を、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の中に繰り込み、十九条の改正の形において政府は提出すべきであつたと思うのであります。その点この法律案を出しました理由をお聞かせ願ひたい。

〇西野政府委員 先般の人事院の勧告にも一箇月の年末手当を支給すべきであるという趣旨のことがございまして、本来ならば一般職の職員の給与に関する法律の中に掲げべきであるということは仰せの通りでございます。政府もこの点についていろいろ考究いたしましたのでございまして、財政の都合等によりまして、一箇月ということがまだ実施困難でございます。

一つは一般職の職員の給与に関する法律の中に入れましたも、特別職にもやはり同様のことがされなければならぬので、特別職の方にも入れなければならぬので、特別職の給与は一つばかりでなく、裁判官、検察官、その他いろいろ法律にわかれておりますから、その法律に全部そういう趣旨のことを入れなければならぬ。そういたしますと、年末手当の点につきまして、特別職、一般職の均衡を保つて行くということがやや困難になりますので、さしあたりはこの年末手当の分だけ一般職、特別職共通の法律案を出しまして、御審議願つた方がよいのではないかという結論に達いたしました。

で、この際金額も半額であります。かつ一般職、特別職共通の問題としたしまして、ここに特別な単行法を立案したような次第でございます。

〇八百板委員 単に十九条の改正によ

つて事足りると考えられる問題を、こ
とさらに単独法をつくりまして、法律
を頒布するという事は、われわれの
の好まないところでありまして、今か
らでもおそくはないのであります。か
ら、これを十九条の改正という形に改
めて出すべきものであると私は考える
のであります。これは意見にわたる
問題でありますから、しばらく別とい
たしまして、まずお尋ねいたしたいの
は、この年末手当をどういうお考えに
よつて出されるという運びになつたも
のであるか、この点についてまずお伺
いをいたしたいのであります。益壽の
祝儀、おち代というそういう軽い意
味合いに於いて、こういうものを政府
が出そうと考へられおるのである
か、しかしながらいづれにいたしまし
ても、法律としてこれを出しますから
には、この年末手当というものはど
んなものであるかというその性格を、あ
る程度考察せられたものであらうと考
えるのであります。そういう点につ
きまして、その年末手当の性格とい
べきものについて、政府の所見を承り
たいと思つておられます。

○審判政府委員 先ほど官房長官から
本法案の提案理由を御説明申し上げま
した中にもござりまする様に、わが国
の従来の生活慣習からいたしまして、
年末には何かと出費が多いのでござ
ります。従来はそれを賞與制度でもつ
てまかなつて来たにもかかわらず、終
戦後は各種の事情によつて賞與制度が
廃止になりましたので、ほかの給與の
方でもつてこの出費を償ふような方法
をよりたいというので、例年年末の特
別手当を若干出しておつたような次第
でござります。従いましてこれは決し

て賞與というものはなく、年末の出
費が多いという現実の事実に対応し
て、特別の手当を出すということでご
ざいます。昨年一昨年も出しまし
た趣旨とまったく同様でござります。
○八百板委員 この年末の手当は賞與
というふうなものではなくして、現実
の情勢にこたへるために出したもので
あるというお考えを述べられたのであ
ります。給與は原則といたしまして
私どもの考へるところによりまして、
賞金と賞與と退職金というように一庇
わけ考へることができるとございま
すが、やはり国がこういうものを制度
として法律化したしつ場合は、ど
ちらともつかないようなものを出す
というふうなことはなくして、はつき
りと給與の性格というものを一般に予
解のできるように明確にすることが、
必要ではなからうかと思つてございま
して、そういう意味合いから申しまし
て、この年末の手当は、いわゆる低賃
金による一般給與のそれでは乗り切れ
ない、年末に對する賞金の補給とい
う意味に解してよろしいのでございま
す。その点も伺つておきたいと思つて
ござります。

○審判政府委員 政府の方ではそう
いうふうな考へておらないのでござ
ります。生活補給金という意味ではな
く、先ほど申し上げました通り、年末
の出費が多いという現実の事実に対し
まして、特別の手当を支給する、こ
ういう意味に解釈してござります。

○八百板委員 そういたしますと、
やはり賞金の一部を年末において特
に支払ふものである、こういうふうな
考へ方に通するようにならざるを得
ないと思つて、人事院の報告は、十三箇

月という考へ方で賞金の考へ方をとつ
ておられるように聞いておるのであり
ますが、そういう意見を尊重してとつ
たものといたしますならば、やはり
賞金の一部を、年末に現実の年越しの
出費の多いときをねらつて出す、こ
ういうふうに考へることができると思
つておられますが、そういうふうなも
のではないのですか。

○審判政府委員 この前の席でもつ
て、人事院總裁からお話がありました
のを、私そばで拝聴してしたのであり
ますが、そのときも、形は十三箇月の
賞金のような形になつておるのであ
るが、年末の出費の多いという事実
に照して、年末に一箇月分の給料を支
払うのだ、こういうふうな説明なさつ
たように記憶しておりますが、政府の
方の案は、形も実も、名実ともに賞金
の一部ではなく、手当として特別に支
給する、こういう考へ方でありませ
ん。

○八百板委員 そういたしますと、
賞金ではなくして、現実において困
から出してやるのであるということに
なりますと、年越しに困るであらう
から、恵み助けてやる、こういうふう
な意味合いで半箇月分の給料を計上せ
られたように考へるのでありますが、
そういう考へでお出しになるものであ
るかどうか。

○審判政府委員 先ほどから申し上げ
ました通り、決して賞與とか、恩恵的
なものではござりませんで、一般的の
慣習上、出費の多いという事実を照し
て、それを補ふという意味でもつて出
すのであります。

○八百板委員 通常賞金というもの
が満足以支払われておりますならば、
ば、それによつてあるいはお盆、年越

しの費用も十分にまかなえるというの
が、当然のことだらうと私は思つて
ありますが、定められた賞金によつて
まかなうことができないで、年越しの
ために特に困難が起つておるとい
うのが現状である。こういう前提に立
つて考へてみますならば、この場合出さ
れますところの手当というものは、や
はり賞金の一部というふうな考へるべ
きではないかと思つておられますが、
この点重ねて、もう少し明確な御見解
を承りたいと思つておられます。

○審判政府委員 賞金の一部とは考へ
ておりません。

○八百板委員 賞金の一部でもなく、
恩恵的な給与でもなく、手当である
というところになりますと、手当とい
うものは一体どういふものでありま
すか。手当の定義と申しますか、見解を
ひとつこの際につきりお聞かせをいた
だきたいと思つておられます。

○審判政府委員 手当につきましては
は、たとえば勤務地手当であるとか、
特別勤務地手当、その他の諸手当等
いろいろ種類がござりますが、いづれも
給与の一部であることは申し上げるま
でもないものであります。そこで国家公
務員法によりまして、給与は法律によ
らなければ手立てはならないことにな
つておられますので、法律の規定によ
りまして、賞金のほかに与えるもの、
こういうふうな解釈をいたしてござ
ります。

○八百板委員 この手当の性質と申し
ますか、性格というものは、どうも
私にはよく了解できないのであります
が、さてこの法律案を見ますと、
第一に年末手当の支給の対象を述べら
れておられますが、この際臨時

職に對する手当については、どうい
ふなお考えを持つておられますか。
○審判政府委員 臨時職と申しま
すと、常時勤務に服さない者という意
味でござりまするやうか。

○八百板委員 常時勤務に服してお
つて、臨時という形式になつておる者
であります。

○審判政府委員 この法律の建前は、
常時勤務に服さない者であつて、政令
で定める者は除く、こういうふうにな
つておられます。石炭手当、寒冷地手
当と同様に、常時勤務しておる者、こ
ういふことを建前にしておるわけ
でござります。従いまして臨時雇用に基づく
職員にありましては、この法律の適用
はない、こういうふうな——もちろん
これは政令でもつてその種類をきめる
わけでありまして、そういう人たちに
對しては、この法律の適用はないとい
うふうに解釈しておる次第でありま
す。しかしながらこれにもいろいろな
種別がござりますので、その勤務状況
等によりまして、実質的に常時勤務と
同様の勤務をいたしておる人たちに對
しましては、ほかの方法でもつて、こ
れと実質的には同じような給与が出る
ようにいたしたい、かように考へてお
る次第であります。

○八百板委員 そういたしますと、名義
的には臨時職という形になつておつて
も、実質的に継続して勤務に従事して
おるといふ場合には、この法律に定め
る規定と実質的に同様の取扱ひをした
い、こういうふうなお考えでございま
す、こういうふうな考へてよろしゅう
ござりますか。

○審判政府委員 これは勤務種類ある
いは賞金の支払方法等、いろいろござ

いますので、一律に、抽象的に申し上げることは非常に困難でございますが、要するにこの法律の対象でありますところの常時勤務者と同様の勤務をいたしておる者につきましては、その雇用の形態が臨時でありまして、実質的にこの法律が適用になつたと同様の措置を講じたい、こういう意味でございます。

○八百板委員 年末手当の額は、第二条によつて大体において人事院勧告の二分の一に定められておるのであります。これは提案理由に述べられてきたところのものと、実際にいって違つて来るのではないかと感じがするものであります。提案理由の説明を伺いますと、公務員諸君の給与の改善、生活安定の一助とすることを目的としてこの法律が出されたように述べられておるのであります。實際上人事院勧告の半額にも満たないような金額で年末手当の額が定められて、ここにぐづづけられるということは、国家公務員の給与の改善を目ざすものではなくして、その改善を阻止するものではないかと私は考えるのであります。なぜ人事院の勧告を半分にとられたのであるか。この点について少し詳細なる理由をお聞きしたいと思ふのであります。

なほ人事院の方が見えておられませんか。

○藤枝委員長代理 今呼んでおります。

○雪野政府委員 お話の通り人事院の勧告は、一箇月ということになつておるわけでありまして、今回の法案には、おおむね在職期間によつて違いますが、普通の人はその半分ということ

になつておるわけでございます。この理由はただ財政上の理由という以外にはほかにならぬのでございまして、一箇月がいいか、あるいは二月がいいか、半月がいいかというところは、いろいろの見方もありましようが、人事院の勧告というものは、相当權威を持つてなされておるものでありますから、財政上の事由さえ許せば、一箇月というところが望ましいという点については、私も同感でございますけれども、現在の財政状況におきましては、この限度より負担する余裕がございませんので、半月ということにいたしました次第でございます。

○八百板委員 これについては、人事院の意見も伺いたしたのであります。人事院の方がまだ見えておられぬそうです。見えてからお尋ねいたします。

この法律によつて支給せられる予算の総額並びに人員は、さきに審議せられた一一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の場合と同様に考へてよろしうございませうか。

○雪野政府委員 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の場合に出しました定員は、常時勤務する者のみになつておるものでございまして、その定員と同様であるといふふうにおとりになつてけつこうであると思ひます。

○八百板委員 そうしますと、この数字の総額は定員においてどのくらい、金額においてどのくらいというふうに予定せられておりますか。

○雪野政府委員 人員の点でございしますが、本年度の年末手当の支給の対象

となる人員は、一般職約九十二万人、それに特別職の分等を含めまして、約九十三万人分に相当いたしますところの年末手当が、これに計上せられております。これに對應いたしますところの年末手当の所要額は、合計いたしまして一一般会計、特別会計で約三十八億というところになつております。しかしながら既定経費で支弁できるものがありまして、これと本年度の補正予算に計上いたしました分を合せまして、一般会計、特別会計で約三十四億というところになつております。

○岡田(春)委員 ちよつと関連して……今の定員の問題ですが、予算定員があなたの方から出された資料と大分違ふようですが、あなたの方で提出されたこの間の資料では、六月一日現在で八十八万になつておりますが……

○雪野政府委員 先般提出いたしました私の私どもの資料によりまして、六月一日現在におきます定員が、八十八万一千名ということになつておりますが、おそろくこの数字の食い違いは、第一四半期あるいは第三・四半期におきまして、定員の増加になるものがありまして、そういう関係のずれではないかと思ひます。その点は詳細に調べまして、後ほどまた御報告申し上げます。

○八百板委員 その数字の点がはつきりしない、非常にこれは重要な問題で困るのですが、大体においてこの手当を支給した場合に、一人当たりどれくらいに上るというふうな計算を、当然にしておられるだらうと思ふのですが、この点はどうな数字になつておりますか。

○雪野政府委員 この手当は、第二条

の二項にございしますように、俸給と扶養手当と勤務地手当の月額額の合計額を、月の職員の給与月額というふうにとつて、その半分ということになるわけでありまして、十二月三十一日現在の平均給は、この前申し上げました通り、一般職におきましては、俸給が四千九百八十八円、扶養手当が八百六十四円、勤務地手当が八百三十六円、合計六千六百八十八円という数字になりますので、一般職につきましては、この半分が大体の平均額ということになるのであります。もつともこのほかに特別職が若干ございしますもので、全部の平均というところは申し上げられませんが、大部分の数を占めております一般職につきましては、この数字でもつて推定できるといふように思ふ次第であります。

○八百板委員 大蔵省の主計局から出された、昭和二十五年年度予算補正の説明書があるのではありませんか。この二十五ページの七表に、昭和二十五年度給与改訂及び年末手当所要額調というものが出ておられますが、これを見ますと、ただいまお話の点とは数字的にいろいろな点において違つておるのであります。この点大蔵省関係の方からはつきり御説明願ひたいと思ふのであります。

○雪野政府委員 先ほど私が御説明いたしました、一般会計及び特別会計におきまして、この数字によつたのでございまして、すなわちこの数字は年間の延人員で、昭和二十五年十二月末におきまして、その人員を推定いたして書いてあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、先般提出いたしま

したところの人数は、六月一日現在の實際調査によつて出してありますので、その間の食い違いであると思ひます。なお先ほど全体の予算計上額を約三十四億と申し上げましたのは、この二十六ページにありまして、一般会計の分の十六億三千九百万円、これと特別会計の分の十七億七千万円の合計額、すなわち約三十四億ということを示し上げたわけでございます。

○成田委員 先ほど八百板委員の質問にもありましたので、なぜ国家公務員の一般給与に関する法律案と、本法を同時に提出されなかつたか。これは私はこの前にも長官に御質問申し上げましたが、そのときの御答弁では、単なる事務的な手続であるといふことを言つておる。私は国鉄裁定との関係が、さうなことは絶対にない、単なる事務的な手続であつた、こういう御答弁であつたのであります。どうやら国鉄裁定の問題と、それに予備隊に対する問題が、からまつて延びたといふやうな印象を受けたわけですが、もし国鉄裁定との権衡を考へられてこの法案をあとに出されたのであれば、当然国鉄裁定で一箇月の年末手当が予想されている今日、一般公務員に對しても一箇月分を出すのが安当じやないかといふ気がするのですが、その点について、どうお考えになりますか。

○雪野政府委員 申すまでもなく国鉄裁定の方は、公共企業体労働関係法に定められました仲裁裁定に基く経理であります。一般国家公務員に對する年末手当とは直接関係はない、こ

うふうに考えております。

○成田委員 国鉄規定は公労法に基づく規定によつて支給せられるのだから、これとは関係ない、こういう御答弁ですか、私は逆に考えます。すでに人事院の勧告もあつて、国鉄規定におきましては、国鉄、専売公社の人は一応団体交渉権というものを与えられておる。罷業権がないために、仲裁制度というものをとつておられるのですが、一般公務員においては、団体交渉権も、罷業権も禁止されておる。そのかわりに国家公務員法に基きまして、人事院の勧告というものが出されているわけですから、国鉄規定を尊重する以上に、国家公務員に対しては、人事院の勧告を尊重すべきだと思ひます。従つてむしろ国鉄規定以上に人事院の勧告というものは厳格に解釈されて、その勧告の趣旨が生かされるのが当然だと考えますが、どういふお考えですか。

○香野政府委員 公労法におきましては、裁定が予算上、資金上不可能な場合には国会に付議して議決を求めることになつておりますが、その議決が衆議院におきましてはあつたようにきまつたのでございます。一般の国家公務員に対しては、人事院は国会と内閣に同時に勧告をすることになつておりますので、政府の方といたしましては、あの勧告を受けている／＼審議した結果、ここに具体化したのがこの案でございますが、国会の方は、勧告とこの法律案と両方をよく御検討くださいまして御審議願ひの、これが法律の建前のよりに私は考えております。

○成田委員 勧告の問題については、いろいろ議論もございしますが、議論になりますからやめます。

次に第一条の「常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。」これに対する八百板委員の御質問に對しまして、業態が千差万別なものだから具体的に説明を避けられたようでありましたが、この法律を見ますと、すでに十二月十五日に年末手当を支給するといふことになつておられますので、当然政令で定めるものを予想しておられるのだと思ひますが、現在、常時勤務に服さない者で、政令で定めるものは、大体どういふ業種を予定しておられるか、御説明願ひたいと思ひます。

○香野政府委員 お答え申し上げます。ただ先ほどの点につきましては、この法律は毎年十二月十五日に支給することを原則としたておるわけですが、本年は附則によりまして、「この法律施行の日から十日以内」ということになつておりますので、必ずしも十五日にはならないかもしれませんので、その辺あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

政令の定める範囲は、今私どもの方で考へておるところを申し上げます。まず第一に末歸還職員が入ります。それから内地に歸還した後の、身分を保留しておる期間中の者、そういう関係にある者、それから第三には停職、休職期間中の者、第四には職員団体の専従職員、第五は非常勤職員、六番目は停給の支給を受けていない職員がございしますが、たとえば昔の執達吏のような者、こういう者は除くつもりであります。大体のところかやうに考へておる次第であります。

○成田委員 今六つお示しになつたのですが、第一条を見ますと、「常時勤務に服さない者であつて政令で定めるもの」と書いてあるのですが、今お述べになりまして五として、非常勤職員といふことをあげられておる。これは何だか問ひに対して問ひで答えたやうな気がする。「常時勤務に服さない者」とあつて政令で定めるものを除く。とありながら、さらに政令で非常勤職員といふのはどういふことを意味しておられるのでしょうか。

○香野政府委員 この五の非常勤職員と申しますものは、現実に常時勤務に服さない者でありまして、いろいろおたがひ申し上げましたやうな種類があります。その中で人事院規則で非常勤職員という制度をつくりまして、その制度の中に入つておるものといふ意味でございします。

○成田委員 それに関連しましてお答え願ひたいのですが、これはこの前の委員会でも問題になつたと思ひますが、林野庁の伐採に従事しておる労働者でございします。これは非常勤職員としてお取扱ひになる趣旨なのか。この前の質疑応答では、大体林野庁長官なんかも、これは何とかこの形で非常勤職員と同じやうな年末手当支給をはかりたい、こういう御答弁があつたと思ひますが、これはどういふ取扱ひにするのでしようか。

○香野政府委員 人事院の規則によりまして、人夫とか作業員といふやうな単純労働に服しておる者は、いわゆる非常勤職員でございします。この法律の適用がないわけではございません。従つて年末手当は支給できないといふことになるわけではございません。しかしながら、問題になつておりますやうに、労働者の中にも常勤職員とほと

んど同様の勤務時間によりまして、一年以上の長期勤務をしておるといふ者もあるものでございまして、これらの人たちに對しまして年末手当を支給しないといふのは、振合ひ上非常におもしろくない結果になりますので、何とかこの年末手当の法律は適用しなくて、実質上これと同じ給與を受けるやうにしたい、かやうに考へておるわけではございますが、その形式といたしましては、これらの者の給與は、人事院規則によりまして、従前の例によつておるやうにされておるやうな、賃金の支給の形式によりまして、年末手当も、やはり一種の賃金増給という形でもつて、実質上年末手当を受けるやうにしたい、かやうに考へておる次第でございします。

○成田委員 賃金増給と申しましては、たとえば林野庁の労働者で問題になつたのは、出来高払いなんでありまして、この出来高払いの際には、どういふ形式をとるようになるつもりでいらつしやるのでしようか。

○香野政府委員 ただいまお話のありました林野庁の出来高払いの労働者につきましては、現在の人事院規則によつておるやうな、従いまして、いわゆる非常勤の労働者の中におきまして、常勤的非常勤労働者と、非常勤的非常勤の労働者といふのがありまして、この出来高払いの賃金労働者といふものは、非常勤的非常勤労働者といふことになつております。

（発言する者あり）

○成田委員 やじが入つたりしたので、わからなくなつたのですが、「非常勤労働者」と考へてよろしいのですか。

○香野政府委員 そうではなしに、非常勤的非常勤労働者でございします。

○成田委員 非常勤的非常勤労働者といふことの御解釈は、先ほどの副長官の御答弁によりまして、非常勤の中で一年以上の勤務をしておる者は、常勤とみなさなければいけないといふことになつておりますから、一年以上勤務して、しかも一箇月二十二日以上勤務しておる、総理府令で規定しておる者ならば、たとい出来高払いであつても、常勤的非常勤と解釈するのが妥当ではないですか。

○香野政府委員 この問題につきましては、この前の委員会においてもたびたび論議されたのでございしますが、この出来高払いの労働者につきましては、事実上、継続して一年以上勤務いたしておりまして、その賃金の支給形態といふものは、一般の日雇ひ労働者と全然違つておるわけでありまして、そういう関係から申しまして、かかる賃金の支給形態をとつておる者につきましては、これは常勤的な労働者としていわゆる日給の支給を受けておる者と同一に取扱ひべきものでないといふことで、従来これに對しまして石炭手当、寒冷地手当を支給いたしてないものでございします。

○成田委員 そういう解釈が私たちどうも納得行かないので、御質問申し上げておるのですが、賃金支払い形態が出来高払いであるからといつて、常勤、非常勤において、非常勤と解釈されるのはむしろやないかと思ひます。出来高払いといふのは、あくまでも賃

金に違ひです。林野庁の労働者は常勤的非常勤労働者と考へてよろしいのですか。

○香野政府委員 それではなしに、非常勤的非常勤労働者でございします。

○成田委員 非常勤的非常勤労働者といふことの御解釈は、先ほどの副長官の御答弁によりまして、非常勤の中で一年以上の勤務をしておる者は、常勤とみなさなければいけないといふことになつておりますから、一年以上勤務して、しかも一箇月二十二日以上勤務しておる、総理府令で規定しておる者ならば、たとい出来高払いであつても、常勤的非常勤と解釈するのが妥当ではないですか。

○香野政府委員 この問題につきましては、この前の委員会においてもたびたび論議されたのでございしますが、この出来高払いの労働者につきましては、事実上、継続して一年以上勤務いたしておりまして、その賃金の支給形態といふものは、一般の日雇ひ労働者と全然違つておるわけでありまして、そういう関係から申しまして、かかる賃金の支給形態をとつておる者につきましては、これは常勤的な労働者としていわゆる日給の支給を受けておる者と同一に取扱ひべきものでないといふことで、従来これに對しまして石炭手当、寒冷地手当を支給いたしてないものでございします。

○成田委員 そういう解釈が私たちどうも納得行かないので、御質問申し上げておるのですが、賃金支払い形態が出来高払いであるからといつて、常勤、非常勤において、非常勤と解釈されるのはむしろやないかと思ひます。出来高払いといふのは、あくまでも賃

金に違ひです。林野庁の労働者は常勤的非常勤労働者と考へてよろしいのですか。

○香野政府委員 それではなしに、非常勤的非常勤労働者でございします。

○成田委員 非常勤的非常勤労働者といふことの御解釈は、先ほどの副長官の御答弁によりまして、非常勤の中で一年以上の勤務をしておる者は、常勤とみなさなければいけないといふことになつておりますから、一年以上勤務して、しかも一箇月二十二日以上勤務しておる、総理府令で規定しておる者ならば、たとい出来高払いであつても、常勤的非常勤と解釈するのが妥当ではないですか。

○香野政府委員 この問題につきましては、この前の委員会においてもたびたび論議されたのでございしますが、この出来高払いの労働者につきましては、事実上、継続して一年以上勤務いたしておりまして、その賃金の支給形態といふものは、一般の日雇ひ労働者と全然違つておるわけでありまして、そういう関係から申しまして、かかる賃金の支給形態をとつておる者につきましては、これは常勤的な労働者としていわゆる日給の支給を受けておる者と同一に取扱ひべきものでないといふことで、従来これに對しまして石炭手当、寒冷地手当を支給いたしてないものでございします。

第一類第二号 人事委員会議録第

昭和二十五年十二月四日

○加藤(充)委員　どうも定給の者と出

ありますか。

すが、この点はすでに数日前にこゝで

か。さらに一般の給与においても、閉鎖

す。

す。

○成田委員 一般給手のペース・アツプにつきましては、民間企業に大体類似して、一般公務員よりも高いから、予算編成をされなかつたというようなお話であります。現実の給手の面から行きましたら、そうかもわかりませんが、御承知のように、閉鎖機関といのは、あと一年ないし二年すれば自然消滅する。しかも現在その職務に事実上拘束されて働いている人が、現実の給手が民間の給手と同じだからといつて、予算を組まなかつたということでは、どうもあらゆる事情を総合したところの予算の編成方針じゃないと思ふのでありますが、これでもつて妥当性とお考えでしようか。

○磯田政府委員 今回の給手改訂自体が、一般の公務員の給手が民間の給

に比して、著しく低い、これをできる
だけ財源の許す範囲内においてさや寄
せるといふのが、今度の給与改訂の
最も大きな目的の一つだと思ふのであ
ります。従いまして現在すでにおおむ
ね民間給与程度に達し、または一般の
公務員に比べて著しく高いという程度
になつてゐるところの政府四機関につ
きましては、この際これを改訂する必
要なし、かように考えたのでございま
す。

○八百板委員 この法律は提案理由の
説明にもありますように、「人事院の
勧告による年末給の趣旨に従い、とい
うことが述べられておるのでございま
すが、実際現われたものを見ますと、
人事院勧告の二分の一になつておりま
す。この点について人事院の勧告の趣
旨といふものは、場合によつては半分
になつても、倍になつても、自分たち
の勧告の趣旨が尊重せられたと解釈せ
られるような幅のあるものであつたか
どうか。この点人事院総裁の御見解を
この際承りたいと思ひます。

○濤井政府委員 反対でございます。

○八百板委員 簡単に反対であるとい
うだけでは、人事院の厳たる存在の理
由が、はなはだ不明瞭になつて来るよ
うに考えられるのであります。従いま
して反対でありますならば、人事院の
趣旨を尊重せしめるような、さらに次
の処置をとるといふお考えがあつてし
かるべきであらうと思ふのであります
が、そういう点につきまして総裁はど
のようにお考えになりますか。

○濤井政府委員 反対であると簡単
に申しましたが、もとより年末手当を
支給することに反対ではないのであり
まして、これは申すまでもないところ

であります。つまり人事院は一箇月分
を支給してもらいたいというところを申
してゐる。つまり十三箇月払いでござ
います。従いましてこれが半箇月払い
になりますれば、これは人事院として
は反対でございます。その点を申し上げ
たわけでありまして。

次にこの法案の内容について、二点
について反対でございます。第一点は、
一般職に関するかような給与に関する
ことは、人事院規則をもつて定むるの
を、これを特別職とも合せまして、全
部政令をもつてやつてゐる点が反対で
ございます。第二点は、これが臨時立
法でございまして、恒久立法の形
をとつて、毎年となつてゐる点に反対
でございます。これは人事院が一箇月
分の年末手当を主張してゐる点に關係
上、当然のことのように思ひます。

○八百板委員 人事院の勧告は、十三
箇月といふ考え方に立つて勧告された
といふことが述べられておるのであり
ますが、そういたしますならば、当然
に人事院の勧告は、この手当というも
のを賃金という考え方の上に立つてお
考えになつておるのだらうと思ひます
が、そういうふうな考えでよろしゅう
ございませうか。

○濤井政府委員 十三箇月分のうちの
一箇月といふのは、民間の会社にお
きますと、いわゆるボーナスと申しま
す。か、こういう手当を考慮して、民間
賃金との均衡をはかつた意味でございま
す。このことは、人事院が国家公務員
の給与と民間給与とを比較いたします
場合に、民間会社のボーナスといふも
のを考慮いたしておりません。そこで
民間の会社等におけるボーナスを勧
案いたしました。一箇月といふことで

ございますから、そこで十三箇月払いと
いう数字が出た。つまりこの一箇月と
いふのは、年末手当として恩恵的に支
給されるというもので何でもないの
であります。一箇月分の十三回払い
という給与体系の確立、こういうこと
でございまして。

○八百板委員 一年の給与の十三箇月
払いといふ考え方にありますならば、
当然に賃金の一部を年末において支払
う、こういうふうな考えをすべきであ
らうと思ふのであります。この点につ
きましては、先ほど来官房副長官は、
賃金ではない、賞与でもない、手当だ
といふことを申されておるのでありま
すが、人事院において述べられました
ところの言葉の上に現われました手当
といふ考え方は、一体どういふものと
して考へてお出しになつておるのか、
この点総裁の御意見を承りたいと思
ひます。

○濤井政府委員 手当と申す言葉は、
別に重大な意味を持ちません。給与の
一種でございまして、現に給与法にお
きまして、勤務地手当、扶養手当、
俸給以外のものはこれを手当と称して
おります。手当と称しませんが、これ
は決して給与でないとは言えないので
あります。手つばな給与でございま
す。その証拠にベイスといふことを申
します場合には、俸給、勤務地手当、
扶養手当、特殊勤務手当と、手当がそ
の中に入つております。

○八百板委員 この国家公務員に對す
る年末手当の支給に對しては、もちろ
ん民間の水準についても政府はお考へ
になつたことだらうと思ひますが、そ
ういふ点について民間の年末手当をど
んなような状態と理解してお取入れに

なつたのか、それをお伺ひしたい。

○濤井政府委員 民間の年末手当等に
つきましては、人事院のお調べを拜見
したのであります。おおよそ平均一
箇月くらいになるという数字になつて
おります。そのために人事院も一箇月
分の年末手当を特別に支払ひをすべき
であるといふ勧告がなされたものと存
ずるものであります。しかしながら先
ほどお答え申し上げました通り、もつぱ
ら財政上の意味におきまして、一箇月
の支給ができないということ、非常
に遺憾に存じておるのであります。

○八百板委員 さきに一般職の職員の
給与に関する法律の一部を改正する法
律案の場合においては、人事院の勧告
の給与の幅と申しますか、カーブのと
り方と、政府のとり方との違いがある
のであるが、政府の案の方においては
何と、申しまするか、能率給的な考へ
方を取入れたものであるといふことを
述べられておるのであります。その際
に、そういう能率給的な給与の体系を
とるといふことは、そういうことをと
つてもいい状態になつたといふことを
前提としておられたように聞くのであ
ります。さらにまた先般の提案の御説
明の中には、官房長官より、日本の経
済の安定といふふうなことを条件とし
てこのことが可能になつた、というこ
とを述べられておるのであります。こ
れを述べらるれば、財政上もまた当然
であります。この支給を拘束するやうな事情が
少なくなつたと見てよろしいと思ふので
あります。その点をどういふふう
にお考へになつておられますか、明らか
にしたいだきたいと思ふのでありま
す。

○濤井政府委員 もとより年末手当

を、一箇月出して、それでもつてた
ちにインフレのおそれがあるとかなん
とかいふやうな意味合いではないので
ございまして、もつぱら財政上の都合
と申し上げましたのは、財源その他一
般財政上の他の方面等を総合的に考へ
まして、この程度よりかできないとい
ふ意味でございまして。

○八百板委員 ただ財政上の事情でこ
の程度よりできないというだけでは、
われわれは了解することができないの
であります。財政上どうしてもこれだ
けの金額しか捻出できないというや
うな理由を、さらに突き進んで全体の
国家財政の上から述べていただかな
ければ、われわれは十分に了解するこ
とができないのであります。この点につ
きましては別の機会に申し上げること
をいたしまして、この際年末手当の問
題と関連いたしまして、政府が民間の
水準よりも低いところの給与水準をき
め、さらにはまた年末手当の場合にお
いても民間の水準よりも低いところを
きめて、低賃金政策と申しますか、
国家の使用人である官吏に安い賃金を
押しつけて、吉田内閣の一つの政策の
遂行をやるやうといふやうな傾向をわれ
われは見るのであります。こういう
ふうな点につきましては、公務員に對
する給与を定める態度としては、當を得
ないものではないかと私も考へて
おります。もし経済政策の上で、
あるいは今日財政政策の上にとつてお
りますやうな資本の蓄積のために、あ
るいは消費の節約を必要とし、あるいは
國民に對して耐乏と勤儉を要求する
といふやうな経済政策をとつて行くので
あるならば、それは独立した経済政策の
面から進めて行くべきであつて、それを

公務員の給手を低く押えることによつて購買力を奪ひとり、これをたてにして低賃金政策をとつて行かれるというところは、まことに残念である。私も考へるものであります。そういうような意味合いにおいて、この年末手当の支給に関する法律、こういうものを今後制度的にやらなくても、十分に年が越せるような給手体系に改められるというところにして、この基本的な給手の面についてふうな手当を繰り込んで行くような用意を近い将来においてやるべきであると思ふのであります。が、そういう点についてはどういふお考えを持っておられますか、お尋ねいたしますのであります。

○審判政府委員 政府といたしましては、一般経済界の状況、民間給手の振替等をお考えして、財政の許す限りにおきましては、公務員の給手を改善することに對しまして、決してやぶさかでないという決意を持っております。

○加藤(充)委員 加藤光君。加藤(充)委員 むしろ返しになるようになつて恐れ入りますが、なるべくそういうことを避けるつもりで質問を続けます。

この提案理由の説明の中の「給手の改善、生活安定の一助とすること」といふのであります。「生活安定の一助」といふ言葉について、言葉だけでなしに、實質について根本的な御意見をお尋ねしたいと思ふのです。「給手の改善」といふことが現われておりますが、それは従来の、少くとも今度通りましたあの一般職に対する給手は不十分であるといふことを、この言葉自体が物語つ

ておるような気がいたしますが、この点についていかがでございますか。

○審判政府委員 人事院の勧告にもございまして、また總裁からしばしばお話のありましたように、人事院の勧告にあたりましては、民間給手との割合を考えたのでございまして、その数字は年末賞手というふうな数字はとつておらないのでございまして、従いましてそれを除いたものとの割合を十分とつておるつもりで、先般の法律改正案を提出したわけでございまして、その中から漏れた年末の賞手というふうな性質のものをさらに出すことが、やはり生活の安定の一助になるという意味から、今回この法律案を提出したような次第でございまして。

○加藤(充)委員 そうするとこれは賞手というところをございまして、賞手といたしましては、先ほどから八百板委員のお尋ねに對しまして、しばしばお答え申し上げましたが、賞手というふうな意味では全然ございせん。

○加藤(充)委員 先ほどの御答弁の中に「賞手」といふ言葉、古く言えばありがたいお言葉が確かにあつたと思ふのですが、あつたとすればそれは御訂正になりますか。

○審判政府委員 私の言葉が足りなかつたかもしれませんが、「多過ぎたのだ」と呼ぶ者あり、民間では年末賞手のようなものを実情として出しておるのではありません。それを除いて人事院の方では民間給手の平均額を計算しておるのでございまして、それとの均衡は今の俸給表の改正でも十分見たつもりでございまして、それから除かれ

た民間で出しております賞手に対応するような制度をここに一つつくり出すことは、やはり公務員の生活安定の一助になる、こういうふうな申し上げた次第でございまして。

○加藤(充)委員 民間の給手体系もいろいろ複雑なものでございまして、人事院の給手体系を貫く方針によりまして、賞手あるいは複雑な手当というものは、基本給に切りかえまして廃止するという方向だと思ふのですが、そういうふうな基本的な給手体系、人事院がお考えになつておる方針に反するような複雑なものを、民間が出しているからといつてお出しになるというふうなことに、根本的に反省される気持はありせんか。

○審判政府委員 年末に何がしかの特別な手当を出すということにつきましては、人事院の御方針に反しては、私は私どもは思つておりません。

○加藤(充)委員 私はポナナスをもちつたことがないので、友達などでもらつておつたのを見ますと、ポナナスというものは、もちつたときにはなくなつておると思ふのです。實質上前借りして食ひ込んでおるのです。給手の一部なんです。それは各月の月給の中に生活給の一部として真剣な問題として取入れらるべきものが、食わず飲まずにさして置いて、賞手という形であつておる、このお払いの形を出さないで置いて、しかもそれで拍車づける、元氣づけてやるといふような、催眠術的な仕組みであると思ふのです。が、そういう点から見ると、あなたの方では御経験があるでしようが、ポナナスというものをもちつたときに、それで役に立つといふような人たちが一

体どのくらいあります。すでに前借りなどで食ひ込んでしまつておる人たちは、もちつても、それは過去の穴埋めになつておる。それは腹に入つて便つぽに捨てられてしまつたものとしての性格しか持たない。いわゆる實質的な給手の一部をあと払いされておるにすぎないのである。実体はこういうふうなものだと思ひますが、いかがでございますか。

○審判政府委員 賞手の話が出ました。終戦前と終戦後は大分違います。終戦前には賞手を出しておりましたので、われわれももちつた経験がございまして、終戦後には賞手は一回も出しておりませんから、終戦後の状況に照し合せてどういふふうになつておるかといふことはお答えできません。

○加藤(充)委員 それじゃ、終戦前と終戦後とは――あなたは年限内に大分階級も進みましたけれども、一般公務員の生活は、給手面で前のとときと格段の違いがあつて、きのうの夢だつた、今はいいんだといふほど著しい変化がございまして、さうお考えになつておりますか。

○審判政府委員 終戦前の状態は、これは特に公務員ばかりでなく、一般的に確かに現在に比べて給手もよろしかつたように考へます。しかしこれを標準とすることは、ほかの面との関係も同じでございまして、まづたぐ意味のないことでありまして、要するに最近の寒情、民間の寒情と調和をとるよりほかにはしかたがない、こういうふうな考へておる次第であります。

○加藤(充)委員 よかつた時代にもずいぶん苦しかつたのだらうと思ふのですが、それがあまりよくない今日において

いては、まさしくポナナスというふうなものにはポナナス以下のものになり終つてしまつておる、こういうことだと思ふのでありまして、それは給與の改善とか、生活安定の一助になると言つて、なまじきな、のしをつけて出せる筋合いのものではなくなつてしまつておると思ふのですが、こういうことについてはどうお考えになつておりますか。

○審判政府委員 程度の問題の見解の違いはあると思ひますが、何らかの給與の改善、何らかの生活安定の一助にはなつておるようによろこびます。

○加藤(充)委員 それは、もちろなによりは、もちつた方がよいのです。切実な生活ですから……。もちはかり買ひまでしなればならない、あるいは今前だれなんといふのはないですが、たまたまの除か、あるいは前だれの陰に隠して、はかり炭を買わなければならぬような状態だと思ふ。子供があるものに至つては、お年玉をくれと言われたところで、出し切れないような状態だと思ふのです。それで言うのですが、こんな、なまじきな、給手改善とか、生活安定の一助になるといふものでなしに、少くとも人事院の、生活給の根本から見ても十三箇月分十三回払いといふようなものを出してやるつもりはないのですか。またさういふ考へに立つことができずに、あくまでも賞手である、給手の改善だ、生活安定の一助であるといふようなことでお出しになるようなお気持ちをかえるわけには行きませんか。

○審判政府委員 一月がいいか、二月がいいかといふことは、いろいろ議論もあるでありますが、少く

とも人事院の勧告のあつた一月分までは出す方がいいことは、これは論ずるまでもないところでございますが、先ほどからたび／＼申し上げました通り現在の状態におきましては、これ以上を出すことはできませんので、半月分がまんしていただく、こういうことであります。

○加藤(充)委員 公務員の一一般の人たちは、二月分出してくれ、二月分だつたら手当てとして意味がある、こういうことを言つています。政府の方針なり、出し方によりまして、人事院の勧告の一月分すらも出しておられない。こういうことになりまして、真実はそれは手当てといふものじやなくなつて来ておるのです。従つて政府の考え方によれば、子供に対するお歳暮、お年玉といふようなものを、これは手当てだと言つて開き直る性質のものではないと思ひます。またお歳暮、お年玉といふ性格の問題、形式の問題ではなく、この程度の、極端な言葉でいへば、目くされ金、しかもそれは人事院の勧告に従つても、当然生活のためにもらわなければならない、またむしろ支払う義務が政府にあるものを、出すときには特に年末手当を出したいといふようなものではないかと思ひます。うすか、その点くどいようですが、いかがですか。

○菅野政府委員 私の答え申し上げておきますのは、もつぱら法律の形式的な種類の問題でございまして、本給ではなく、賞與でもなく、いわゆる手当である、こう申し上げておるのをごさいます。実質的に何であるかといふ点についての見解は、おまかせいたしたいと思ひます。

○加藤(充)委員 その問題はもうやめますが、わずかなものをさらに、ごまめを三切りにしたり、四切りにしたりするやうな形で、三階級にわかつて、百分の十五だ、百分の五十だ、百分の三十だといふんですが、それはあとに説明がありますように、本給、扶養手当、勤務地手当の月額の合計額に對してということになつておるのであります。家族の多いもの、あるいは基本給の多いものは、それ／＼にもう多くのものをもらつておるのであります。従つてこんなごまめの頭みたいなものを、三つにも四つにもわけず——雪の日やあれも人の子たる拾ひといふ言葉があります、私は公務員の方々に、あれは雪の日になる拾ひをやつておるやつだといふふうにならざるやうに上げる気持は毛頭ございせんが、その中に流れる、正月はみな人並にやるべきである、やらしたい、敗戦後五年もたつて、たまにはいいじやないか、もうそろ／＼いいころだといふやうな気持からすれば、こういうものを三つにもわける必要はないかと思ひます。この点はいかがでしょう。

○菅野政府委員 ごもつともな説だと思ひますが、この三つにわけましたのは、もつぱら在職期間によつてきめたのでございまして、この区別は、昨午国会の御審議を得て可決されました臨時年末手当の支給に関する法律の区分をそのままとつたのでございまして、たゞ勤務期間となつておりましたのを、在職期間といたしましたのでございします。

○加藤(充)委員 そうなりますと、こゝでも給手の上に厚く——私は今途中で言いかねがらやめました、こんな

なわずかな問題で上に厚く下に薄いといふやうなことを、開き直つてお尋ねをしたり、意見を述べたりする気持も毛頭ございせんけれども、このわずかなものに、えこひいきじやないけれども、いろ／＼区分の理由もございします。しかしその区分の理由をこのわずかな問題につけて行きますと、下のものは下のものなりにもうひどい生活になつておるのですから、余裕もなし、あるいは腐敗の余りをもちうこともなく——この国会に動いておる人たちに、私は職員食堂で飯を食つて、あなた方がこゝで三食食ふことにしたら一日幾らかかる、そうして三十日働いて交通費を出す余地があるかどうか、いろ／＼なことを聞いてみたのです。が、だれに聞いても、三四こで飯を食つたら、節約してさんまの焼いたのを食つて、みそ汁を飲んでやつておつても、結局それだけのものはいつてしまふのである。こういうふうなとき、この三箇月未満のものという区別は、多少りくつがあるやうな、ないやうな気持がいたしますと、これを区別いたしますと、下のものはでんで問題にならないのですから、そうすると、極端なことを言つて二、三百で、映画に——べん行つて見ることもできないといふやうな状態になつておると思ひます。そうしてこういうやうな分類のやり方をやられると、やはり年末手当の問題でも、依然として給手体系を貫く、上に厚く下に薄いといふことに、結果的になつて来ます。わずかばかりの問題ですが、こういう点はひとつお考え直しになつて、人の子たる拾ひなんですか、やつていただきたいと思ひますが、

やつていただきたいと思ひますが、

気持があつてもやれないのでしようか。

○菅野政府委員 区別をするよしあしの問題は別でございしますが、これは決して下に薄くとか、上に厚くといふやうな意味ではございせん、最近補欠でもつて就職せられた方につきましては、やはりこの規定が適用になつて減額されるわけでありまして、決して下の者を見込んでこつやつたという意味ではないのであります。

○加藤(充)委員 それは一律にやつた方がいいことなんで、私は例を引いたように議員のそういうやうなやり方がいゝといふことではありせん、ので、御答弁は少し見当はずれかと思ひますが、ごまめの論議はこの程度でやめます。

○藤枝委員 長代理 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 これはまた同じ問題をむし返すだけども、さつき淺井総裁は、給手体系の一つだといふお話であつたのですが、この提案理由の說明を見ますと、「人事院の勧告による年末手当の趣旨に従い」といふお話を聞きますが、政府側としては、「趣旨に従い」といつて、一体どういふところを従つておるのですか、尊重しておるのですか。

○菅野政府委員 実は昨年もの臨時年末手当を出したのでございしますが、これは勧告に基いたものではございません。はからずとも今年の夏に人事院から勧告をいただきましたが、そのときには、年末に一箇月の支払ひをするやうにといふ勧告でございしました。そこで年末に若干の給手をするといふことは、人事院の御方針から

いつても正しいという確信を得て、その趣旨を尊重してという意味であります。

○岡田(春)委員 支払ひの点は尊重したとおしやるのですが、人事院の勧告では、先ほどからお話のように、給手体系の一つだ、こういうやうに御説明があつたわけですが、体系の一つとしては御釈釈になつておらないのですか、どうですか。

○菅野政府委員 これは給手の一つであることは間違いないのでございしますから、これと、一般職につきましては、一般職の職員の給手に関する法律と、特別職につきましては、それ／＼の幾多の法律と合せまして、一つの給手体系であるといふことについては間違いないと思ひます。

○岡田(春)委員 体系であるといふ点は、それじやお認めになつたと私は今解釈しますが、そうすると、人事院の勧告はこの年末手当にも間接的に關係があるのですが、八千五百八十四のベースのあの勧告のうちに、総合的に年末手当といふものが十三箇月分として出て来ているわけですが、給手体系の一つとして、そういう総合的なものとして考えられておるとするならば、この点については一箇月分の点を認めないで、半箇、月分しか出せないといふことになると、何か具體的な根拠に立つて半箇月分しか出せないといふ勧告に従ひ得ない理由があるのですか、どうですか。

○菅野政府委員 人事院の勧告は、八千五百八十四の勧告がまずなされまして、その後法律案の勧告がございしました中に、十三箇月の給手をするといふふうになつておつたのであります。が、もちろんこれは八千五百八十四の勧告が

実施されるということを予想された上のことだと私たちは考えておりますが、しからばどうして一箇月分を出さなかつたかという理由は、先ほどから申し上げておりますように、もつぱら財政上の都合でございます。

○岡田(春)委員 そういたしますと、財政上の理由だということと非常にはつきり言われたのですが、あとの問題にも関連いたしますから、特にここで伺つておきたいのですが、政府が財政上の理由で出せなかつたというならば、出せなかつた理由をはつきり言つていただきたいのです。先ほどの非常勤職員の場合にしても、政府の財政的な理由をこゝらにこじつけて、人事院の権限に属すべき解釈の問題、あるいは規定の問題、こういうことを適当に実は解釈をして、財政上の理由を隠蔽してしまふような事実が非常に私は多いと思ふのです。ここで人事院の権限のためにも、私ははつきりしておいた方がいいと思ふのですが、給与体系、年末手当の勧告の場合にしても、こういう勧告の精神、あるいは具体的な体系、あるいはまた非常勤職員の規定など、こういうような解釈の問題、規定の問題、これに要すべき財政上の面は政府がやるが、規定の問題は明らかに人事院の権限にあり、その権限に政府が従うのだということが明確に私は規定されなければならないと思ふ。その点、政府側としてはいかにお考えになりますか。

○菅野政府委員 先ほどの常勤、非常勤の問題、また非常勤の職員の中の区別の問題、もちろん非常勤職員につきましても、人事院規則でもつてきめてあるのでありますから、この解釈

は人事院の見解に従うのが当然でございます。しかしながら問題はこの法律案におきましては、「常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。」といったしまして、常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものの中に、非常勤職員は入るのでございまして、従つてこの法律の適用の問題ではなく、この法律の適用がないためにどういう措置をするかという問題になつて来るのであります。その点の問題だと思つております。

○岡田(春)委員 だから、そういうような規定は、人事院で規定すべきであつて、たとえば人事院の規定したものであれば漏れてゐるものについて、これは人事院が具体的な問題として、これを加えるというならば、その加えたものに政府が従うのが、いわゆる人事院の権限を認めることだ。しかも従ひたいけれども財源がないというものは、これはまた別な問題です。それは政府のいわゆる財政政策の問題である。そういうゆるゆるな解釈、政令の中にそれが入つてゐるか、人事院の勧告の政令の解釈はどうすべきであるかということ、人事院の自由は御解釈になつて、人事院のいわゆる解釈と違ふような、特に先ほど磯田課長の言つた非常勤的非常勤勤務者というやうな、わけのわからぬ解釈をしなければならないやうな、こういうことは、まさに政府の越権であり、専断だと思ふ、こういうことをはつきりしておきたいと思ふ。

○菅野政府委員 その点は私もはつきり申し上げたいのであります。人事院の規則で定めてあります非常勤的職員という制度ははつきりしてゐるのであります。それにつきましては、この法律は適用がないこともはつきりしてあります。従つてそれに財源上の問題とかなんだというところは、この法律に關する限りは起らない問題で、ただ漏れまゐりました人事院規則による非常勤職員のうちで、この法律に基く者はやらないけれども、それにかゝる何らかの措置をしてやらなければおかしじやないかという別の観点からいろいろ考へまして、やる場合におきましては、どういふ解釈をするかということでありまして、この解釈はもろもろ人事院の定めたところによれば、非常勤職員であることは両方とも実態でありまして、あとは資金支払いの形態がどうなつておるかということ、これはそういう措置をするかしないかという判断の問題になつて来ると思ひます。解釈の問題ではないと思ひます。

○岡田(春)委員 この点はもう少しあとでやりますが、慶徳次長が見えまゐつたので……これはこの前も大分委員会の問題になつたやうであります。非常勤職員の問題で、常時ほとんど一年以上も働いてゐる人たちがたくさんありますが、これが先ほど大蔵省の解釈等によれば、給与形態が違ふからといつて、非常勤職員にしてある、こういう御説明があつたのです。この御説明については、私の今で言ひ足りなければ、またあとで給与課長に質問いたしますから、そのとき明らかにしたいです。いよいよいわけであります。まず第一にここで伺ひたいのは、非常勤職員といふものの規定、それからそれに關連して、具体的には国有林関係の勤務者で、出来高払いで働いてゐる者

で、しかも一月あるいは一年永続的に雇用関係を結んで働いておる、こういう人が実は非常勤勤務者の中に入つておるのですが、こういう点について、どういふやうになつておるか、ひとつ人事院のお考えを伺ひたいと思ひます。

○慶徳政府委員 ただいまの御質問の問題につきましては、法律上の問題と、給與行政をどう持つて行くべきかという問題と、二つにわけてお答え申し上げます。上げた方が便利ではなからうかと存じます。

法律の観点から申し上げますならば、現在の法制としましては、常勤職員といふものにつきましては、定員法によりまして明確に定められておるもの、定員法に定められておらないものは、少くとも法律的には、非常勤職員であるといふふうに言わなければならぬであらうかと存じます。現在人事院規則におきまして任用関係に關する規則ができておるのであります。この観点に基いてでき上つております。

もう一つの問題は、しからば給與政策の問題に關しまして、実質上の常勤をいかにすべきかという問題が出て来ると思ふのであります。その実質上の問題につきましては、引続きまして長年勤続をいたしまして、その収入によりましてほとんど全家族が扶養され、生計を維持しておるというやうな実質を備えておるもの、は、たとひ法律的には常勤でないといつたとしても、実質上常勤と考へまして、給與面をいたしましては、法律的常勤と同じやうな扱いをすることが望ましいのではないかと今ふりに考へます。

○岡田(春)委員 今の第二の問題、実質的には給與政策の上で、そういうことが望ましいとお考へになつておるやうであります。にもかかわらず今度の場合には、給與の面で同一の取扱ひがでないらしい模様なのであります。これは大蔵省の答弁です。そこで次に問題になつて参りますのは、常時働いて働いておる、しかもその働いてゐることが、家族全体の養ひをやつてゐる、こういう場合、法律上では定員法の中に入つておらない、これを非常勤と言つてゐるやうですが、それでは定員法の場合に、今申し上げたやうな職員が入れられないということ、これはどういふわけで入れられないのですか、当然入れられるべきものでしょう。

○慶徳政府委員 定員法になぜ入れないのかといふことは、私の方の所管外でございます。私のところは、ちよつとお答え申し上げます。

○菅野政府委員 それではそのお尋ねにお答えいたします。常勤職員でなければ定員法に入れられない理由は、一定の仕事をする者を常勤職員としておるのでございまして、お話の林野庁の臨時職員のような人たちは、その仕事によりまして、雇用が非常に大きくなることも小さくなることもあり得るのです。従ひまして常時たくさん人を雇つておくといふことも非常に不経済なこともありまして、また季節的にいいましても、その人数は減つたり、ふえたりするわけでございます。従つてそういうやうな人たちは、同じ国家公務員といふものの、定員法に定めておきますといふことは、実際の仕事と相応するために、非常に不合理

なことになるので、定員法におきましては、常時つと年間を通じて勤務する者をあげてある次第でございます。

○岡田(春)委員 大体定員法の関係は一応それでわかりましたが、しかし実質的に常時働いている、雇用関係にある、こういう者については、一応定員法の定めの中に数字に入らないにしても、同等の扱いをして行くべきが給与政策として至当ではないかと思ひますが、この点政府はいかにお考えになっておりますか。

○菅野政府委員 先ほど私がお答えいたしましたのは、一般的にそういう意味のことをお答え申し上げたのでございませう。ただこの法律では除外してございませうが、常勤職員と実質的に少しもかわらないというような人で、長期間勤めておられる場合におきましては、この法律の適用をございませうが、それと同様なことを実質的に措置いたしたい、こういうふうにお答え申し上げます。

○岡田(春)委員 それで大分わかりました。そうしますと、先ほど大分論議になつて来たので、むしろ返すのもどうかと思ひますが、重要な点ですが、非常勤職員といつては、主としてこれは先ほど薄井人事院総裁も答弁されましたように、勤務時間の問題が主になつておられるお話のようです。そういう意味では定員法には入れられないけれども、まさに先ほどの答弁の前後をもつてすれば、具体的な例としては、林業労働者の場合、常勤的非常勤職員になるのではないかと思ひますが、この点については

政府としてはどういふようにお考えになりますか。

○菅野政府委員 原則的にはそういうものはあるべきではないのでございませう。そういうふうな常時雇つておかなければならぬという仕事の量なり、あるいは事情なりあれば、これはつばに定員法に入れて、常勤職員とすべきものであるのではありませんが、それが非常勤職員となつておられるのは、やはり根本的には業務量に応じた雇用関係を増減して行くべき性質のものであると思ひます。従ひまして、こういう人たちにつきましては、雇用の契約のごときも、一般公務員とは違ひまして、たとえば二箇月ごとに更新するとかいふような方法をとつておられるわけでありませう。但し今のお尋ねの件は、実際にどういふふうな年間の通過して、つとつと勤めておられる人が多少でもある限りにおいては、それを定員法の方にあくべきではないかという点であると思ひますが、これは職務の性質等において、常勤職員とちつとも違ひないものがあつたならば、これはもちろん定員法にあくべきものである、かように伺ふものであります。

○岡田(春)委員 私は実は定員法の問題ばかりではなくて、実際の給与政策の問題として、先ほどあなたが答弁されたように、実際に面において一般常勤職員に準じて行つていふ味で、お話をなつたと思ひますが、林業労働者の場合で、先ほどから私の質問しておられる趣旨のもとにおける、いわゆる事実上常勤的な勤務状態にある者、こういうものは今度の支給の場合に、当然常勤的な扱いをして支給されるべきだ、私はかように具体的林業労働者の

の場合として伺つて参りたいと思ひますが、先ほどの答弁のように、出来高払いであるから払えないとか何とかいふことではなくして、そういう点から常勤的な人々には払つて行く。賃金形態の面からではなくて、勤務の時間的意味、人事院が先ほど指摘されたように、時間的意味において常勤的に勤めておれば、当然これは一般の年末手当に準じて支給すべきであると私は考へるのであります。この点は政府はどういふふうにお考えになっておりますか。

○菅野政府委員 先ほど申しました通り、常勤職員とまつた同様の勤務時間によつて、相当の期間たとえば一年以上の長期勤務をしておられるという方々に対しては、この法律の適用をございませうけれども、実質的に同じような処置を別の形式でもつて、たとえば賃金の増給という形式でもつて支給をしたい、かように考へております。ただこれはお尋ねの通りでございませうが、ただこの非常勤の職員の給与はどうなつておられるかと申しますと、これは人事院規則によりまして、従前の例によつていふふうになつておるのでございませう。従ひましてこれはもつぱら予算の問題になつて来るわけでございます。予算がなければ、どういふふうにしたつて支給できないのは当然でございませう。またその地方の一般の賃金が上ればまた上げなければならぬとか、下れば下げなければならぬといふことになるわけでございます。これはもつぱら予算の問題に相なりますので、大蔵省の方でいふ／＼な解釈をしておられるように私は思ひます。

○岡田(春)委員 それではもつぱら予算の、というお話ですから、予算いおける財源があれば、こういう場合には当然支給されるものと解釈してよろしいやうに思ひますか。

○磯田政府委員 予算がありまして、現在の給与政策上、こういう出来高払いの者に対しては支給すべきものでないかと考へております。

○岡田(春)委員 それもまた副長官と意見が大分違つて来ておられるのですが、あなたは先ほどから予算があつても、そういう者には払わないといふふうに、始終一貫しておられるのですが、副長官の場合には、事実上常勤的な性格を持つておられる非常勤労働者の場合には、そういうような扱いをしたいといふことを先ほど言われたと思ひます。これに従つて財源があれば、これを払つて行きたいといふ考へ方、これと今の大蔵省の意見とは根本的に違ひ違ひなわけですが、政府としてそういうふうな違つてよろしいのですか。

○菅野政府委員 予算の問題であるといふように申し上げましたのは、あるいは言葉が足りなかつたかと思ひますが、予算の範囲内でもつて処理すべき問題である、こういう意味でございませう。そこで私が先ほど一般論をいたしまして、何らかの方法をもつてこれと実質的に同じような処置をいたしたい、こういうふうな申し上げておられるのは、あくまでも一般論でございまして、先ほどから問題になつておられる普通の日給でない出来高払いの労働者に対してどうするかというやうな問題は、もちろん現実の予算がどういふやうな問題でなく、予算をきめる場合に、こういうやうな人々には、そういうやうな特別な措置をしないという方針でもつて予算をきめてあるのではない

かと思ひます。従ひまして支払いがでないものであります。

○薄井政府委員 ただいま大蔵省の方から、給与政策上払えないと仰せられましたけれども、一般職に関する給与政策は人事院のつかさどるところだと思ひますから、どういふ根拠によつてさういふことを言われるか、もう一度御質疑を願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員 その点は重大な問題だから私も伺ひたいと思ひます。先ほどあなたはおられなかつたけれども、いわゆる人事院の権限を侵すやうな御答弁を相当お話になつたやうです。今浅井総裁の点に關連しても、私これはきつめて今後人事院の存在理由からいつても重大でありますから、どういふ意味で、そういうお話になつたか、もう一度御答弁願ひたい。

○磯田政府委員 石炭手当の支給に關する法律におきまして、この法律案におきまして、この支給の細則は政令または総府令によつて定めることになつております。その政令または総府令をもつて定めましますゆゑは、これは国の財源と重大な關係がある、かような趣旨をもつて、そういうことに相なつておるのでございませう。そういう観点から私も先ほどお答え申し上げたやうにお答えしたわけでございます。

○岡田(春)委員 それは財政的な意味では、政府自体が全体として責任を負つて財政的な操作をやつて行かなければならぬが、財政的な理由があるからといつて、その解釈をかつてにかえられないとか、あるいは非常勤職員の解釈あるいは規定、こういうものは人事院の権

限に属すべきものだとは私は考える。この人事院の権限に属すべきものを、財政的な理由からそういふふうに変曲された考え方では押しつけられるということは、われ／＼実は納得できないわけだ。そこで人事院としてこの点についてもう一度明確に御答弁願いたいと思ふのですが、特に非常勤職員の場合には、先ほど給与形態によつて非常勤職員が定められておる。給与形態も非常勤職員に対する一つの根拠になつてゐる、こういうことまで大蔵省側では説明をされております。こういうような点等、もう少し詳細にお話し願ひたい。

○浅井政府委員 私は財政問題に關しては大蔵省に委任いたします。しかし給与政策は、一般職に關する限り、人事院のつかさどるところであり、かつ一般職に關する給与の実施というものは人事院の責任でございます。人事院の得たる情報によりますれば、この土曜日に、大蔵省におきましては、各省の給与主任官を集めて、まだ国会を通過しない給与法の法案に關して、その実施について相談をせられたというふうなことは、まづたゞあの法案を自己に書いてあるところの人事院の権限を侵襲せられるものだ、私は断言してはばかりません。この点につきまして大蔵省の弁明を求めていただきたいと思ひます。

○岡田(春)委員 だから、そういう事実はあります。ただいま總裁のお話になつた点につきまして御答弁いたしますが、先週の土曜日各省の人事担当官を呼びまして、この法律の実施上の問題につきまして、問題になる点があるかどうかという点につきまして意見を聞きました。しかしながら、大蔵省におきまして実施をするという意思では毛頭ございません。

○岡田(春)委員 しかし国会を法案がまだ通過しない以前に、そういうことを御相談になるという事は、人事院の問題もさうながら、国会としても、国会を法案が通過する以前にやられたという事になると、国会の権限を蹂躪されたことになると思ふのであります。こういうことを事実上大蔵省がやれるとするならば、私は単に人事院だけの問題ではなくして、これは今後国会の問題として重大に取上げて行かなければならぬと思ひます。それではどういふことを主任官會議で具體的に打合せをされたのか。これは権限上の問題からいつてきわめて重大でありますから、具體的に御話を願ひたいと思ひます。

○岡田政府委員 ただいまお話になりました点につきましては、私並びに私の課の課長補佐としての岸本君は、その会合に立会つておりません、国会の方に出席しております。従つてどういふ状況におきまして議事を進めたかよく存じません。

○岡田(春)委員 それではだがそのとき大蔵省側で出席されておつたか、御存じならばその点伺ひたい。――答弁できませんか。

○岡田政府委員 私の課の課長補佐としての小島君というのと、それから宮瀬君というのが出ました。

○岡田(春)委員 この点については、浅井さんから御意見があるようであり、また、浅井さんから御意見を伺ひたいと思ひます。

○浅井政府委員 このような重大なる給与の実施問題を、そのような属僚が扱ふといふことを、私は心外に存じますし、そのようなことを上司の許可なくしてやつたといふことは、それは明らかに私は給与法に違反しておると思ひます。これは失礼ながら、極言いたしますれば、大蔵官僚の越権だろうと私は思つております。

○岡田(春)委員 浅井さんは、まづたゞ私の言ひたいことを言われておるのですが、岡田さんは今発言を求められておるようであり、何か発言される場合に、岡田さんの承認を得てやつたのか、あるいはそのほかの人々はどういふ形でやられたのか、そういう点もはつきり発言に關連してお話を願ひたいと思ひます。

○岡田政府委員 先ほど実施上の問題と申し上げたのでございますが、もちろん現在この法案はこの国会にかかつておるわけでございます。実施上という意味での答弁は間違ひでございまして、この法案について、いわゆる関係各省として問題となるべき事項について、御意見があつたら話してくれたい、ということでございます。実施上の問題につきましては、毛頭大蔵省に権限があるわけではございません。

○岡田(春)委員 わからないのですが、実施上の問題というものは、明らかに人事院の責任問題です。問題になるべきことというのは、国会の質問に対する打合せが何かやつたのですか、どういふことなのですか、もう少し具體的に御話にならないと、よくわからないのですが、私はこれは重大な問題があると思ふ。――答弁できないのですか。

○岡田政府委員 今まで当委員会におきまして、たび／＼調整号俸その他の問題につきまして、いろいろ意見な発言が出ております。そういう点につきまして、関係各省におきまして、どういふふうにかゝるかというふうなことでございまして、私どももいたしまして、今回の給与法の制定に参画はいたしておりました。その際におきまして、私どももいたしまして、できるだけの知能を尽してやつたつもりでございます。すけれども、その点につきまして、国会におきましていろいろ問題になつておる点がございまして、そういう点につきまして、関係各省におきまして、どういふふうにかゝるかというふうな意味のことを聞いてみたわけでございます。

○岡田(春)委員 しかし今の点は、大蔵省の権限である財政的な面における給与の問題とは、非常にかつ離れた問題であります。支給すべきことに關連した問題であると思ひます。そうすると、これは当然人事院の所管すべき権限を侵害しつゝあると思ふ。こういうことについて、私はこれは今後の問題といたしまして、また特に国会の実議中においてこういう問題が行われたという事になりますと、きわめて今後重大な問題になつて来ると思ひます。私は政府側として、副長官からこの権限侵害の問題について、特に責任のある御答弁を願ひたいと思ひます。

あると思ふ。――答弁できないのですか。

○浅井政府委員 国会の開会中に、まだ法案の御審議中に、その法律についていろいろ打合せをしたということにつきましては、人事院に対して非常な御懸念をかけましたことにつきましては、申訳なく存じます。しかし実は私の察するところでは、これは実情を調査いたしましたし、私の方でも善処したいと思ひますが、察するところでは、この当委員会のいろいろの御質疑等によりまして、例の調整号俸の問題は、非常に各省に大きな影響がある問題でございまして、その調査号俸の格差の切下げにつきましては、何らかの是正方法をとることは、私もお約束申し上げたやうな次第でありまして、昇給資金の配分等につきましては、大蔵省も特に考慮してもらふように、私どもからも強く要望しておるところでございます。

○岡田(春)委員 何にいたしましても、そういうふうな会合を、特に審議中の法律について持ちましたことについて、いろいろ御疑念を持たれましたことにつきましては、深くおわびする次第であります。また国会の御審議中の法案に對しまして、いろいろ打合せをするといふことは、本来ならば避くべきことであると思ひますが、この法律の施行は、どうしても来年の一月からのペース改正でございまして、その前にいろいろの準備があるのでございまして、従ひまして、かりに通つたとしたならばという前提のもとに、各省それ／＼用意することがあるのであります。たゞ、たま／＼集まつて打合せをしたといふやうなことに、私は推察する次第であります。

○岡田(春)委員 これはきわめて重大

きまして、国会の委員の皆様並びに人事院に對して非常な御懸念をかけましたことにつきましては、申訳なく存じます。しかし実は私の察するところでは、これは実情を調査いたしましたし、私の方でも善処したいと思ひますが、察するところでは、この当委員会のいろいろの御質疑等によりまして、例の調整号俸の問題は、非常に各省に大きな影響がある問題でございまして、その調査号俸の格差の切下げにつきましては、何らかの是正方法をとることは、私もお約束申し上げたやうな次第でありまして、昇給資金の配分等につきましては、大蔵省も特に考慮してもらふように、私どもからも強く要望しておるところでございます。

ですから、御査を願いたいと思うのであります。ところが、こういう点からも非常に非常に思ふところがあることは、人事院の存在というものを、政府自身が非常に無視している。人事院自身が非常に無視している。人事院自身が非常に無視している。人事院自身が非常に無視している。

○岡田(審)委員 先ほどの問題についても、つまり前段の人事院の権限の問題について、必ずしも私は納得できないのであります。特にこれは国会の審議権の問題に關連いたしたとしても、きわめて重大でありますから、私は委員長に要求をいたしますが、本日でも、あるいは明日でもけっこうであります。大蔵大臣と官房長官の出席を求めまして、これの具体的な問題について、もう少し私たちが納得の行くように伺いたいと思ふ。そのときは人事院總裁も御出席願つて、三人で明確に御答弁をしていただきたい。この点につきましては、その程度にいたします。

○藤枝委員長代理 岡田君の今の御発言については、了承いたしました。

○岡田(審)委員 それから磯田課長が急いでおるそうですから、この点だけ伺つて私終りたいと思ひますが、進駐軍労務者の年末手当支給の点については考慮しておる、こういう御答弁があらうたのですが、それは大体どれくらいの額になつておるか、その点だけ伺つておきたい。

○磯田政府委員 先ほど来出ておりました問題は、法律の実施の問題ではなく、法律を実施した結果、振合上やや妥当を欠く点があるのでそれを是正する方法であると思ふのでございませう。しかしながらその法律の適用外であるが、法律との振合上、何らかの措置をとる。その措置は、これまた一種の賃金政策、給與政策になる問題でございますので、私どもの方では、この法律の実施はもろんのことこの実施によつて起ります非常勤職員との振合上の調整につきまして、十分に人事院の御意見を伺つて実施いたしたい、かように考えます。

○岡田(審)委員 先ほどの問題についても、つまり前段の人事院の権限の問題について、必ずしも私は納得できないのであります。特にこれは国会の審議権の問題に關連いたしたとしても、きわめて重大でありますから、私は委員長に要求をいたしますが、本日でも、あるいは明日でもけっこうであります。大蔵大臣と官房長官の出席を求めまして、これの具体的な問題について、もう少し私たちが納得の行くように伺いたいと思ふ。そのときは人事院總裁も御出席願つて、三人で明確に御答弁をしていただきたい。この点につきましては、その程度にいたします。

○藤枝委員長代理 岡田君の今の御発言については、了承いたしました。

○岡田(審)委員 それから磯田課長が急いでおるそうですから、この点だけ伺つて私終りたいと思ひますが、進駐軍労務者の年末手当支給の点については考慮しておる、こういう御答弁があらうたのですが、それは大体どれくらいの額になつておるか、その点だけ伺つておきたい。

○磯田政府委員 先ほど来出ておりました問題は、法律の実施の問題ではなく、法律を実施した結果、振合上やや妥当を欠く点があるのでそれを是正する方法であると思ふのでございませう。しかしながらその法律の適用外であるが、法律との振合上、何らかの措置をとる。その措置は、これまた一種の賃金政策、給與政策になる問題でございますので、私どもの方では、この法律の実施はもろんのことこの実施によつて起ります非常勤職員との振合上の調整につきまして、十分に人事院の御意見を伺つて実施いたしたい、かように考えます。

○岡田(審)委員 先ほどの問題についても、つまり前段の人事院の権限の問題について、必ずしも私は納得できないのであります。特にこれは国会の審議権の問題に關連いたしたとしても、きわめて重大でありますから、私は委員長に要求をいたしますが、本日でも、あるいは明日でもけっこうであります。大蔵大臣と官房長官の出席を求めまして、これの具体的な問題について、もう少し私たちが納得の行くように伺いたいと思ふ。そのときは人事院總裁も御出席願つて、三人で明確に御答弁をしていただきたい。この点につきましては、その程度にいたします。

て今お話のように、一人当り幾らになるかという計算はここに出ておりません。

○岡田(審)委員 あとはまたあしたやります。

○藤枝委員長代理 本日の質問はこの程度にいたしまして、本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後四時十四分散会

昭和二十五年十二月二十七日印刷

昭和二十五年十二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所